

Title	毛利家本『太平記』の本文とその世界(上)
Sub Title	
Author	小秋元, 段(Koakimoto, Dan)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1993
Jtitle	三田國文 No.19 (1993. 12) ,p.11- 27
JaLC DOI	10.14991/002.19931200-0011
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19931200-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

毛利家本『太平記』の本文とその世界（上）

小秋元 段

はじめに

太平記諸伝本の分類にあたっては、目下のところ鈴木登美恵氏の提示された、甲乙丙丁の四分類法が広く用いられている¹⁾。

これは巻数及び巻の分け方という主に形態面を基準にしたものであるが、この分類はそれぞれの伝本の本文系統や古態性を考える際の、ある程度の指標ともなり得ている点で有効である。

例えば甲類本には、巻二十二を欠く三十九巻構成の伝本が属するが、これは巻二十二を欠巻とすることに代表される通り、概ね古態の本文をとどめる伝本の集合であることができる。

既にこれに属する四系統の主要伝本については、それぞれ論ぜられるところ多く、その輪郭は明瞭となりつつもある²⁾。これに対し乙類本は、古態本の巻次編成を操作し、全体を四十巻構成にした、より後代的な伝本として概括されよう。流布本などがその代表と言えるが、ここで注意されるのは、この系統に属する伝本には、米沢本の如く部分的に古態の本文をとどめている伝本も存在することである³⁾。その意味で乙類というグループはかなりの幅を持つものであると言えようし、それゆえに各々の

本文を精査した上での各伝本の乙類本内に於ける位置付けを試みる必要も生じてくる。そして乙類本の持つ、この「幅」を把握することが、『太平記』本文の流転の像を解き明かす為の一助にもなると考えるのである。

前述した通り、例えば米沢本の本文は比較的古態本の趣きを残す面があるのであったが、小稿では逆に、古態性とは対極を指そうとしている伝本として、毛利家本を採り挙げる。毛利家本は巻二十二の欠を補った、四十巻四十冊構成の伝本で、この構成は流布本に通うものがある。夙に『参考太平記』（以後、参考本と略）に於いて対校本の一本として採用されたことから、その存在は早くから知られていた。参考本凡例に、

凡称「毛利家本」者、中納言毛利輝元所蔵也、巻尾書目、太平記四十本、安芸中納言大江輝元所授興聖寺権僧正昭玄、故称^レ之、

とあり、元来毛利輝元の儲本であったことが知られる。室町末期の本文を伝えると言つてよからう。

参考本を通覧する限り、この毛利家本はかなりの部分で天正本と共通する本文を有することが窺える。天正本は『太平記』

伝本中最も特異な本文を持つ伝本であるが、確かにこの天正本と少なからぬ交渉を持つ点が毛利家本本文の第一の特徴となるであろう。とはいえ、参考本によるのみでは考察に限界があるのは自明である。両者の交渉が具体的に如何なる様相でなされているのか、或いはどの程度的一致点を見出すことができるのか、といった両者の関係を正確に理解することが必要である。小稿は、第一にこうした毛利家本の本文を巻毎に検討し、その上で天正本との関係を含めた本文の志向性を指摘するものである。

一、本文の検討

本節では毛利家本各巻について、記事の有無及び配列、詞章の形態等を通して、その特徴を指摘してゆく。毛利家本は複数系統の本文の混合の上に成り立つ、複雑な様相を呈する本文を持つ巻もあるが、紙幅の都合もあり、ここではその概略を記すにとどめざるを得ない。

予め毛利家本の特徴を言えば、長坂成行氏が若干触れられた通り、第一に宮内庁書陵部蔵本（〔近世初〕写、二七三函九二号）と一致する本文を有する巻が頗る多く、巻十九以後の巻々では大略これに同一の本文をとっていることが挙げられる。但し、その中の数巻に於いて、毛利家本には更に天正本系本文からの増補を受けた本文が見られることから、毛利家本本文に対し書陵部本の如き本文の方が先に存在していたことがわかる。第二に、前節に触れた通り、毛利家本では天正本系の本文が随所に混入している点が特徴と言える。これが毛利家本の本文を

複雑にしている要因であるが、本節ではその輪郭を粗描するとどめ、増補姿勢をめぐる問題は次節にまわすこととする。尚、高橋貞一氏『太平記諸本の研究』も該本に詳しいが、聊か卑見と説を異とするところもあるから、ここでは私なりの調査報告を試みるつもりである。

巻一。巻末に増補記事を持つ島津家本・今川家本・吉川家本・米沢本を除く諸本では異同の少ない巻である。但し、後醍醐天皇の諸皇子に関する記事のうち、第三宮護良親王に関する記述は、君毛御位ヲハ此宮ニコソトヲホシメシカトモ、^{〔脱〕}東ノ計トノ後二条院第二ノ御子ヲ春宮ニ立マイラセシカハ、御元服ノ儀ヲ改ラレ、梨本ノ門跡御入室アリテ……

とあり、梵舜本に同じ本文である。諸本、傍線部は「御治世ハ大覚寺殿方ト持明院殿方ト易々持セ給ヘシト、後嵯峨院ノ御時ヨリ被定シカハ、今度ノ春宮ヲハ持明院殿ノ御方ニ立テ進セラル、天下ノ事、小大ト無ク皆関東ノ斗イトノ睿慮ニモ不被任シカハ」と、後嵯峨院の定めた両統迭立（史実としては誤り）の儀に従い、東宮に持明院方の親王が立ったと述べるのだが、この時点ではこの叙述は誤りで、毛利家本の言うように後醍醐の兄後二条の第一皇子邦良親王が立太子している。諸本では両統迭立の問題を強調した虚構が施されているわけで、これを梵舜本・毛利家本では史実に則った内容に本文を改めたのである。巻二や巻十六からわかるように、梵舜本本文は毛利家本に先行するので、本巻毛利家本は梵舜本の如き本文に拠ったと考えられる。

卷二。本巻の諸本の本文形態は、大きく言えば、

①玄玖本から梵舜本・流布本に至る諸本

②天正本系諸本（①に対して大幅な記事の増補が見られる）

③毛利家本・米沢本の如き諸本（①と②の混合形態をとる）

の系統に分けることができる。毛利家本は、混合形態と記したが、梵舜本の如き本文を基に天正本系の本文によって増補した形の本文をとる。既に長坂氏も言及されているが、毛利家本「南都北嶺行幸事」末尾、大塔宮の武芸鍛練に関する記事以下を一例として掲げる。

：：後々思合ルニソ東夷征罰ノ為ニ御身ヲ習ハシケル武芸ノ道トハ知レタル、事ノ漏易ハ禍ヲ招ク媒ナレハ、大塔ノ宮ノ御振舞、禁裏ニ調伏ノ法ヲ行ル、事一々ニ関東へ聞ヘテケリ、「去程ニ正中三年三月上旬ノ比、高時病ヲ受テ存命如何ト覚シカ、同十三日長崎カ計トノヤカテ出家得度セシメテケリ、（中略）舎弟四郎右近大夫泰家モ出家ス、依之兄弟ノ家僕被官人悉出家セシカハ、十五以上ノ若入道鎌倉中ニ充滿テ浅猿カリシ事共也、角テハ天下モ如何カト人皆是ヲ表示ニ申合リ、」

東使上洛円観文観等召捕事

相模入道大ニ怒テ、弥此君御在位ノ程ハ天下鎮ルマシ：

「」で囲った部分が天正本系本文より補入した部分で、北条高時兄弟の出家という事件を伝えるものであり、諸本にこの記述はない。但し、天正本ではこの記事が△部に相当する位置に存しており、天正本では高時兄弟出家という史的事実への関心からこの記事が増補されているだけでなく、傍線部が示すよう

に、高時兄弟の出家、多数の若入道の出現という異常事態を、点線部及びそれに続く次章段での後醍醐と大塔宮の謀叛露頭に始まる爾後の変事を予兆する出来事としても位置付けていることがわかる。しかし、こうした天正本の意図に気付かず、毛利家本では本記事を機械的に章段末尾に入れてしまったため、本来天正本が有していた効果は減殺されており、次章段冒頭の「相模入道大ニ怒テ」の書き出しも唐突な形となっている。次に詳述するが、毛利家本には天正本系本文の史的事実を詳細に語る独自記事を意図的に増補する傾向が強く、この部分はその典型を示すものである。他に毛利家本では天正本系本文の持つ叡山行幸関係の増補記事、日野資朝遺書の記事、東南院僧正聖尋に関する記事等を増補している。尚、毛利家本巻末には、

昔問民苦使トシテ公ヨリ御使ヲ国々へ下サレテ：

以下の記述がある。これは玄玖本や西源院本等の巻三十五「北野詣人世上雑談之事」に存する一節だが、何故ここに記されているかは不明である。梵舜本巻二巻末にも同様に存するから、本巻も梵舜本の如き本文を基調にしていたことがわかり、その上で天正本系本文からの増補がなされたと考えることがができるのである。

巻三。諸本の形態は凡そ西源院本・南都本以下諸本の系統と

増補記事に富む天正本系本文とに大別される巻である。毛利家本は前巻同様この両系統の本文の混合した形態をとっている。

巻末には赤坂落城後、楠一統が金剛山に籠る記事が存し、天正本に同じい。逆に「主上入御六波羅事」では天正本が意図的に欠く、後醍醐方から持明院方への三種神器渡御の記事が存して

おり、非天正本系諸本と同様の形態をとる。

卷四。源具行最期、殿法印良忠六波羅出対の記事があり、記事配列も宝徳本・梵舜本等に同。

卷五。天正本系以外の諸本には異同の少ない巻である。毛利家本は「相模入道弄田粟并犬事」で、闘犬用の犬が鎌倉中を横行する様を、

：：肉ニアキ錦ヲ着スル奇犬、鎌倉中ニ充滿ノ四五千疋ニ及ヘリ、其吠ル声紅桃浦マテモ聞ヘヌラントロヒタ、シ、月ニ十二度ノ犬合ノ日トテ被定シカハ：：

と叙す。傍線部は梵舜本の独自本文と一致するので、本巻は梵舜本の如き本文に拠ったと見てよい。

卷六も梵舜本の如き本文に拠ると考えられる。「赤松入道円心賜大塔宮之令旨事」は、

其比幡磨国^①之住人村上天皇第七御子具平親王六代之苗裔従三位季房力末孫ニ赤松次郎入道円心^②トテ弓矢取テ無双之勇士アリ、[△]此時絶タルヲ継キ廢タル興^③ノ名ヲ顕ハシ忠ヲ抽ハヤト思ケルニ：：

に始まり、梵舜本に一致する。天正本の「幡磨国ノ住人赤松二郎入道円心ト云者アリ、村上天王第七ノ御子具平親王後孫従三位季房末裔也」の影響を受けた本文である。諸本、傍線部^①はなく、^②は「ト云フ武士」と簡略である。また、△部には「元来其心潤如ニメ、人ノ下風ニ立シコトヲ不レ思シカハ」の一節が存するが、梵舜本・毛利家本ではこれが脱落している。他に、卷末も「：：情ハ人之為ナラス、アマリニ懦ヲ極ツ、任雅意ニ振舞ヘハ、武運モ早ク尽ニケリ：：」の一節があり、

梵舜本同様、増補された本文形態である。

卷七は卷二・三同様、天正本系本文と非天正本系本文の混合した形態の本文を有する。「出羽入道々蘊芳野攻事」の大塔宮と村上義光の問答は大幅に潤色され、「新田義貞賜論旨事」冒頭は義貞出自を詳しく述べ、「船上合戦事」末尾には千種忠顕息具忠誕生の後日譚があり、大略天正本と同形態の本文をとる。しかし、天正本系が簡略な本文をとる、船田入道の大塔宮より

論旨を入手する記事は、毛利家本は天正本系に拠らず、詳細な叙述の非天正本系の本文をとっている。また、天正本系本文にはない「河野土居得能拳旗事」の、佐々木布志名判官義綱の記事、：：義綱則出雲へ渡海ノ塩冶判官ヲ語フニ、塩冶イカ、思ケン、義綱ヲ隠岐国へ帰サス：：

がある。本条は甲類本諸本にもなく、宝徳本・前田家本・梵舜本等に存するから、毛利家本の本巻の本文は上記の如き伝本と天正本系の伝本の混合して成ったことがわかる。

卷九。「足利殿有野心被越大江山事」の持明院方皇族・廷臣が六波羅の探題館に避難する条りには、

：：北面并諸家ノ侍、兒、女房達ニ至ルマテ我モくト參集リケル上、適先帝ニモ随ヒ奉ラス、又当今ニモ供奉セサル諸家モ皆城洛戦場之難ニ懼レ、両君聖断咎過之後悔ヲ顧テ、或ハ辺土之山庄ニ隠、或ハ本宅ニ經廻ヲ憚ケル間、京中ハ忽ニサヒカヘリテ嵐之後之木葉之如ク、己カサマくニ散行ハ、白川イツシカ昌テ花一時之盛ヲ成セリ、夫レ天子ハ四海ヲ以テ為家ト云ヘリ：：

の傍線部の如き独特の本文を有する。この一節は書陵部本にも

存し、また「主上為五宮被囚給事」の近江国国分寺に於ける持明院方皇族の供奉人名を一經頭、有光卿、重資朝臣」の三名とし、諸本になき「重資」の名を挙げる点でも毛利家本は書陵部本の記述に一致する。本巻の基調となつたのは書陵部本の如き本文であることがわかり、更にその上で毛利家本は天正本系本文からの増補を行っている。足利高氏の白旗を賜る記事、海老名季行の綸旨を賜る記事、「高氏篠村八幡御願言事」冒頭の足利方軍勢交名、巻末一節等、毛利家本は天正本系本文の持つ異文を適宜増補している。

巻十。諸本の本文形態は天正本系と非天正本系の二つに大別され、ここでも毛利家本の本文は両者の混合の形態をとる。毛利家本は天正本系本文のうち生品明神前の拳兵の際の新田勢交名、「長崎入道思元子息元基義新元基」での長崎思元父子の別れに対する称讚の文辞、高時舎弟四郎左近大夫入道の後日譚等を増補している。

巻十一。「金剛山奇手等被誅事」が「筑柴合戦事」の前にあり、宝徳本・梵舜本の形に同。

巻十二。「神泉苑事」は、神泉苑のちに荒廃して北条泰時により改修された後日譚を含む増補形態の本文をとり、梵舜本の形に一致する。梵舜本が巻末に置く「神明御事」の一段は、義輝本の如く「千種頭中将千文観僧正事」の後に存する。

巻十四。「手越河原合戦事」末尾では佐々木道誉の投降について西源院本の如き詳細な詞章をとらず、「箱根竹下両所軍事」では天正本・梵舜本の欠く新田勢の十六騎党の活躍に関する記述があり、また神田本・吉川家本・書陵部本の欠く村上信貞の

信濃国塩田庄を賜る記事が存するから、本巻は玄玖本・南都本・宝徳本に同類の形態である。

巻十六。諸本間の異同幅の大きい巻である。先ず、巻頭「將軍筑紫御下向事」は、

建武三年二月八日、將軍ハ兵庫ノ魚ノ御堂ニテ佐竹武形部大輔義敦ヲ召シ、東國ノ事無心元覺レハ急キ馳下テ義兵ヲ揚、御方ノ機ヲ失ヌ様々可相計トテ武略ノ為ニ返、仁木頼章ヲハ丹波国へ被遣、石橋左衛門佐和義ヲハ田井、飽浦、内藤、松田ノ一族共ヲ付テ三石辺ニ支ヘ、京都ヨリ打手下ラハ防ケトテ被留、細川律師定禪、同形部大輔頼春ヲハ一族ヲ引マトヘ四國ノ勢ヲ付テ京都ヲ襲ヘトテ讚岐ニ残シ、上野ノ民部大輔ヲハ石見へ被遣方々ノ計略ヲ廻シ……

と始まる。この諸国軍勢手分けに関して、神田本は「……備前ノ児嶋に着キ給ヒし時、京都より打手下らハ三ッ石辺にて支へよとて、尾張左衛門佐ヲ田井、飽浦、松田、内藤に付けて止められヌ、又細河卿律師定禪、同刑部小輔ヲ国ノ勢に付けてさぬきに残されヌ、中国ノ勢共も各々いとま申て己カ国々ニ止マリける間……」、とあり簡略な詞章である（西源院本・宝徳本・米沢本・書陵部本等大略同）。毛利家本は玄玖本・南都本と同じ形態をとるが、玄玖本等傍線部は「其テモ將軍ハ京都数度ノ合戦ニ打負ケ二月八日兵庫ヲ落チ給ヒシマテハ相順フ兵已ニ七千余人有シカトモ」、とあり毛利家本には似ず、今川家本のみがこの記事、毛利家本に一致する。「児島三郎熊山拳旗事」の新田勢の別動隊が間道を潛行して三石を奇襲する条りは、表一の傍線部の通り、毛利家本は今川家本同様の簡略な詞章を基調

表1 「児島三郎熊山拳旗事」一節、異同表

毛利家本	今川家本	玄玖本	梵舜本
<p>…小寺六郎、三津沢山城権守以下態ト小勢ニテ引勝テ三百余騎、其勢皆轡ノ水ツキヲ紙ヲモツテ巻テ、馬ノ舌根ヲユイタリケル、是ハ鎌ヲモナラサス、馬ヲモ嘶セシノ為也、トカウ嶮岨ヲ凌テ三時計ニ、坂越ノ北、三石ノ南ニ当テ鹿ノ通路有ケルヲ伝テ、三石ノ宿ノ西へ打出テ、宿ノ東ナル夷社ノ前ニテ中黒ノ旗ヲ打立、東西ノ宿ニ火ヲ懸、時ノ声ヲソ揚タリケル…</p>	<p>…小寺六郎、三津沢山城権守以下態ト小勢ニテ引勝テ三百余騎、坂越ノ北、三石ノ南ニ当テ鹿ノ通路ノ有ケルヲ伝テ、三石ノ宿ノ西へ打出テ、宿ノ東ナル夷社ヲ前ニテ中黒ノ旗ヲ打立、時ノ声ヲソ揚タリケル…</p> <p>※神田本・天正本は右より更に簡略。</p>	<p>…小寺六郎、三津沢山城守以下態ト小勢ヲ勝テ三百余騎「ヲ差向ラル、其勢轡ノ水付ヲ紙ニテ巻テ、馬ノ舌根ヲハ食ニソ結付タリケル、此勢潜ニ坂越ノ北、三石ノ南ニ当テ鹿ノ渡ル道ニアリ、敵是ヲ不知ケルニヤ、鑿切タル処モ無ク、逆木ノ一モ不引ケリ、此道余ニ木ノ茂テ支タル処ヲハ馬ヨリ下、馬ヲ引ナトメ三時計ニ兎角嶮岨ヲ凌テ三石宿ノ西ニ打出タレハ、城中ノ者モ舟坂ノ勢モ遙ニ是ヲ顧テ思寄ヌ方ナレハ、熊山ノ寄手カ帰タルト心得テ更ニ仰天モ不為ケリ、三百余騎ノ兵トモ宿ノ東ナル小社ノ前ニ打寄テ中黒ノ旗ヲ打立テ、東西ノ宿ニ火ヲ懸ケ、時ノ声ヲソ揚タリケル」…</p> <p>※南都本・西源院本 書陵部 本等同。</p>	<p>…小寺六郎、三津沢山城守以下態ト小勢ヲ勝テ三百余騎「ヲ向ラル、其勢皆轡ノ水ツキヲ紙ヲ以テ巻テ、馬ノ舌根ヲ結タリケル、是ハ鎌ヲモ不レ鳴カセシカ為ナリ、サコシノ北、三石ノ南ニ当テ鹿ノ渡ル道一ツアリ、敵是ヲ知サリケルニヤ、掘切タル処モナク、逆木ノ一本ヲモ引サリケリ、此道余ニ木茂リテ枝ノ支ヘタル処ヲハ下テ馬ヲ引ク、山殊ニ嶮シテ足モタイラヌ所ヲハ中々乗テ懸下ス、兎角シテ三時計ニ嶮岨ヲ凌テ三石ノ宿ノ西へ打出タレハ、城中ノ者モ舟坂ノ勢モ遙ニ是ヲ顧テ思モ寄ヌ方ナレハ、熊山ノ寄手共カ帰リタルヨト心得テ更ニ仰天モセサリケリ、三百余騎ノ勢共宿ノ東エヒスノ社ノ前へ打寄り中黒ノ旗ヲ差揚テ、東西ノ宿ニ火ヲカケ、時ノ声ヲソ揚タリケル」…</p>

としている。この部分、玄玖本や梵舜本は「」で囲った部分の詞章にまで膨れている。但し、毛利家本では新田勢が軍馬の響を鳴らさず、嘶せない為の処置を施したとする点線部の如き詞章を有している。これは玄玖本等にはなく、梵舜本に見られる独自の詞章であるから、毛利家本の本文は今川家本の如き本文に梵舜本の如き本文を増補して成立したものと考えられる。このことは右の一節のみならず、本巻の毛利家本文の記事全体の成立について言えることでもある。表2は巻十六の諸本の、記事の有無、詞章の形態的特徴的な異同について整理したものであるが、ここからも詞章面では毛利家本は今川家本の形に一致することがわかる。しかし、記事の有無に関する限り、今川家本は神田本の如く簡略な原初的な形態を伝えており、今川家本にはない⑤⑥⑭の記事を毛利家本は恐らく梵舜本の如き伝本によって補ったと考えられるのである。今川家本の如き本文を基に梵舜本の如き本文を加えて成立したのが本巻の毛利家本の特徴である。但し、⑫、⑬、⑭、小山田高家青麦を刈ること^⑫は梵舜本にはなく、書陵部本の如き本文より増補したものと考えられる。毛利家本「持明院本院潜幸東寺事^{付古今朝敵本勝上北事}」で、光厳院の東寺潜幸を、

……本院兼テヨリ尊氏卿二院宣ヲ成シ下サレシカハ、二度御治世ノ事ヲ思召シ鳳輦ヲ法勝寺塔ノ前二昇居サセテ態ト時ヲソ被遷ケル、

と伝える傍線部の一節も書陵部本(天正本・梵舜本は更に詳細)と同じであるから、この一段も書陵部本の如き伝本に拠ったのである。毛利家本は三系統の本文の混合した形態を有する巻なのである。

表2 巻十六主要記事異同表

○・×………記事の有無
A・B・C………詞章の異同(神田本をAとして基準とした)

異同項目	伝本名									
	神田本	田本	本本	玄南	源院	西本	宝徳	今川	毛利	書陵
①巻頭一節	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②大高伊予守のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③曾我・八木岡・白石奮戦のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④仁木義長奮戦のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤熊山合戦のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥和田範長討死のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦兵庫下向を命ぜられた際の楠正成の述懐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧本間遠矢を射ること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨楠一党自害人名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩菊池武朝自害のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪新田義貞奮戦のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫小山田高家青麦を刈ること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬後醍醐叡山臨幸・持明院殿東潜幸のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭第六天魔王・将門のこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

↑甲類本・書陵部本の巻十五・十六の区切れ

のである。

巻十七。「道誓入道偽降参事」は神田本・玄玖本と同様の形

態。但し、「隆資卿以下方々寄手合戦并義貞攻東寺事」では、

東寺ノ勢ハ（中略）卿相雲客、或ハ將軍近習ノ老耆、祈禱ノ為ノ寺院諸門跡ノ見、法師ノ籠ル人々ハカリニテ、敵ヲ防ヘキ兵ハ更ニ無リケリ……

とあり、「白山門還幸堀口欲奉抑留行幸事」も、

……義貞不肖ノ身也ト云ヘ共（中略）恐クハ肩ヲ双ヘ忠ヲ論スル者アルヘシ共存候ハス、上古ノ忠臣ニモタクヒナク、近日ノ義卒モ皆功ヲ讓ルル処ニテ候キ……

とあり、毛利家本は共に傍線部の如き書陵部本に共通する独自の本文を持つ。また、「白魚入御舟事」の末尾には、

……一宮ノ御筈ハ御達者ニテ御器量モ能、御堪能ナルヲ、豊原ノ兼秋御幼稚ヨリ申沙汰シタリシ間、近比ナキ程ノ御上手ナリ、元徳ノ比カトヨ北山殿ニテ御賀ノ有シ時（以下略）

と丁類本（京大本・豪精本・金勝院本）の独自記事である元徳三年北山御遊の記事が付加されている。書陵部本にはないから、毛利家本は本巻書陵部本の如き本文に拠りながら、丁類本系本文によつて増補がなされたことがわかる。歴史的事項に関する興味に基く増補であると言えよう。

卷十八。「臬義頭首事」は「春宮還御事」と「一宮御息所事」の間にあり、天正本・梵舜本・流布本に同じ配列である。その他の諸本では、この一段は「一宮御息所事」の後に位置する。但し、本文を見ると、

（春宮還御事）

……サテコソ山ニハカクシキ敵無レハ、何トナク共降人ニソ出ンスラントテ、暫クカ程ハ闊キケレ、

臬義頭首事

越後守義頭ノ頸ヲハ大路ヲ渡リ獄門ニ懸ラル（中略）、是ハ朝敵ノ棟梁義貞朝臣ノ長男ナレハトテ大路ヲワタサレケル也、

一宮御息所事

新田越後守并一族三人其外宗トノ頸七許ヲ取テ持セ、春宮ヲハ張與ニ乘進セテ京都ヘ帰り上リケル、諸大將事ノ体皆美々敷ソ見エタリケル、春宮京都ヘ還御成ケレハ、ヤカテ籠ノ御所ヲ拵テ推籠タテマツル……

となつており、毛利家本では「臬義頭首事」で新田義頭の臬首のことを叙しているながら、次章段で義頭首の入京を語るという前後の矛盾を招いている。天正本等は「臬義頭首事」に相当する記事を△部に置いて矛盾なき構成をとり、また△部には「我執ト欲念トニツカハレテ互ニ害心ヲ発ス人々モ、終ニハ無常ノ殺鬼ニ逢テ被_レ向責_レ事モ不_レ可_レ久_レ、哀愚事共也」（天正本）の一節を持つ。このことから毛利家本の本文は、天正本・梵舜本の如き伝本に拠つたのではなく、古態本（恐らく書陵部本の如き）に拠りながら、天正本・梵舜本の如き本文の記事配列に影響され、右のように配列の改変を行ったのであろう。

卷十九。頭家討死の記事なく天正本・流布本以外の諸本に同。

「奥州ノ国司頼家卿自伊達郡被_レ打出事」の一節では、

……国司利根川ノ合戦ニ打勝テ、勢馳集テ雲霞ノ如ニテ御座ケルト聞エケレハ、武蔵ノ府ニ五ケ日逗留ノ竊ニ鎌倉ノ様ヲゾ伺イ聞給ケル……

とあり、諸本では「奥州国司戸柵川ノ合戦ニ打勝テ勢漸ク強大ナリト云ヘトモ鎌倉ニ坂東八箇国ノ勢馳集テ雲霞ノ如ナリト聞

へケレハ」とあり、毛利家本の△部には目移りによる脱落があることがわかる。この点、書陵部本も同様であるから、毛利家本は本巻も書陵部本の如き本文に拠ったものと思しい。尚、以後の毛利家本の本文は大略書陵部本の本文に同じである。

卷二十。「平泉寺行調伏法事」の平泉寺宛足利高経御教書には日付・宛名があり、「児島備後守相義貞夢事」には孔明の詩あり、南都本の特徴に一致するが、巻末は神田本・玄玖本・西源院本の如く南都本の有する異文を持たない。書陵部本もこれに同。

卷二十一。「先帝崩御事」では、

…葬礼御事ハ兼テ遺勅有シカハ、御終焉ノ御形ヲ不レ改シテ、山鳩色ノ御衣ニ御冠ヲメサセ進ラセ、鳥羽院ヨリ御伝ヘ有ケル三匁ト云靈劍ヲ玉体ニ添ヘ、棺槨ヲ厚シ、御坐ヲ正メ、吉野山ノ麓蔵王堂ノ良ナル林ノ奥ニ円丘ヲ高ク築テ北向ニ葬奉ル、

とあり、傍線部に天正本系本文より補った一節を持つ。「塩治判官讒死事」は諸本間の異同の大きい所であるが、毛利家本は玄玖本と同様の本文である。書陵部本これに同。

卷二十二・二十三。卷二十二を甲類本が欠巻とするところから、諸本間の記事配列に異同の大きい巻となっている。記事配列の異同を表3に纏めたが、毛利家本は卷二十二に於いて、新田残党畑時能の奮戦から脇屋義助の四国合戦記事までを配置し、天正本系本文と同じ形をとる。しかし、卷二十三では⑦足利直義病氣平癒の為の光厳院の八幡願書奉納、⑧土岐頼遠の光厳院御幸への狼藉事件という、暦応五年の出来事である二記事の後

表3 卷二十二・二十三記事配列異同表

卷23 (玄玖本卷24)	卷22 (玄玖本卷23)	玄玖本	毛利家本 書陵部本	天正本
⑩ 義助朝臣与州下向道間之事 ⑪ 正成为天狗乞剣之事 ⑫ 義助死去之事 ⑬ 備後頼軍之事 ⑭ 世田城落之事	⑦ 上皇祈精直義病惱之事 ⑧ 土岐参向御幸狼籍之事 ⑨ 高土佐守被盜傾城之事 ⑥ 立将兵法之事 ⑤ 孫武之事 ④ 脇屋刑部卿被参吉野之事 ③ 鷹巢城之事 ② 戎王之事 ① 畑六郎左衛門時能之事	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

に⑪の桶正成怨霊記事が置かれている。⑪の記事は内容的に脇屋義助の四国合戦の記事と構想上繋っているから、玄玖本や天正本の形態に対し毛利家本の配列は記事の流れを寸断したものとなっている。本巻の詞章を見ると、例えば⑧「土岐頼遠参会御幸事」冒頭は、

曆応五年八月ノ初、旧ナル仙居幽閉ノ地ニ大方ノ秋ノ気色ヲ
モ叡覽ノ為ニ上皇伏見殿ニ御幸成ニケリ……

とあり、神田本・今川家本と同じ本文をとり、御幸の理由を
「此年ノ八月ハ故伏見院ノ卅三年ノ御遠忌ニ相当ケレハ……」
とするその他の諸本の形態に異なる。また、⑩「正成怨霊為天
狗乞劍事」の末尾には、

……正成ガ魂魄曾テ夢ニモ来ラス成ニケリ、凡般若講読ノ砌
ニハ悪鬼其便ヲ得ス、仏法帰依ノ処ニハ諸天善神擁護ノ力ヲ
加ヘテ二世ノ願望ヲ成スル事三宝ノ威験ニ在ト見ヘタリ、誠
ニ般若説誦ノ功力ニ依テ……

とあり、諸本になく、神田本・南都本の有する傍線部の詞章が
あり、毛利家本の卷二十三の詞章は、前巻と異なり天正本系本
文に拠るのではなく、神田本の如きに拠っていることが知られ
るのである。毛利家本卷二十三が変則な記事配列を行うのは、
蓋し毛利家本が、天正本系本文と同類の形をとる卷二十二に漏
れた記事を、卷二十三を成すに当り古態の神田本の如き本文に
拠つて順に⑦⑧⑩と捨い集めて再編成した為に起つたものであ
らう。尚、書陵部本両巻とも毛利家本に同。

卷二十四。「諸卿議論事」には摩竭陀国の僧の記事あり、書
陵部本に同形態。本記事は天正本にはないものの、天正本系の
一本である義輝本には存する。天正本と義輝本の異同は同系統
の伝本ゆえ極めて少ないが、本記事の有無と、後述の如く卷三
十九・四十の形態に異同があり、毛利家本と密接な書陵部本は、
天正本系統の義輝本の如き本文の影響を受けていることがわか
る。他に、毛利家本・書陵部本には「山門牒南都事」でも、将

軍天竜寺参詣記事に佐々木秀綱が山門警固の役を勤めた記事が
存し、義輝本の如き伝本の影響が見られる。また、光厳院天竜
寺御幸の条りに、

……昨日ニハ様替テ院司公卿六人、供奉ノ殿上。北^{八七六}面十人、
召次十二人、水干牛飼八人、遣手ハ布衣隨身二人、両召次所
秦吉方、同久行何モ十二人、前駈隨身雑色牛飼ニ至マテ皆折
花^レ出立タレハ、当リモ耀クハカリ也……

とある。傍線部は諸本になく、参考本所引の金勝院本にのみ見
られる異文で、恐らくその影響を受けたものであらう。

卷二十五。阿闍世王の説話、目賀田奮戦の記事あり、今川家
本の形態の発展した、米沢本・前田家本同様の典型的乙類本の
形態をとる。但し、「神道十二代^ガ三種神器事」冒頭の天神七
代地神五代の神名と三種神器の名前の列挙は書陵部本はもとよ
り、諸本にも見られない。

卷二十六。「上山六郎左衛門替師直命打死事」の四条畷合戦
の描写は、例えば、

去程ニ正月五日早旦ニ、楠帯刀正行、舎弟次郎正之（中略）
究竟之兵二千余騎ヲ卒ニ震隠レヨリ四糸畷エ押寄、真先二進
タル敵之前ヲ懸通り、少モ見ツクロウ気色モナク、大将師直
カ引エタル所ヲ目ニ懸テ打テ入、

とあり、本来△部にあるべき南朝方の四条隆資の軍の動静を伝
える諸本の有する長文の記事がない等、独自性の強い本文を持
つ。但し、傍線部は梵舜本の詞章に一致し、他にも諸本間の詞
章の異同の大きい楠正行討死の一節なども、毛利家本は梵舜本
本文に一致するので、本巻毛利家本・書陵部本の本文は梵舜本

の如き本文の発展した形態のものであると考えられる。

卷二十七については鈴木氏の御論攷に詳しい。毛利家本は南都本系統の本文に「雲景未来記のこと」の一段を増補した形のものである。

卷二十九。薬師寺詠歌の記事あり、玄玖本・南都本に近い形をとる。また、「打出小清水合戦事」の梶原兄弟奮戦の記事は、梶原源六、同彈正忠二人ハ後代名ヲヤ恥タリケン、只二騎取テ返シ大勢ノ中エカケ入テ暫戦ケルカ、源六助テ彈正忠ハ打レニケリ、

とあるのみで簡潔な詞章である。これは玄玖本に一致する形で（西源院本約二百二十字に及ぶ。諸本同）、本巻毛利家本・書陵部本ともに玄玖本に類する巻である。

卷三十一。天正本系諸本を除く諸本では異同の少ない巻である。但し、「武蔵野合戦事」では、

…三番ニ響庭命鶴カ華一揆ヲ散サンニハ兒玉党ヲ向ヘシ、
打輪ノ旗ハ風ヲ含メル物ナリトテ兒玉党七千余キヲ指向ラ
ル…

とある。諸本ではここは「…響庭命鶴カ花一揆、六千余騎進タリ、新田義宗見之、花一揆ヲ散サン為ニハ…」、とするから、毛利家本では△部に目移りによる脱文を生じていることがわかる。書類部本も同様であるから、この点より本巻も書陵部本の如き本文に拠ったことが推測される。しかし、書陵部本に対し毛利家本では、「主上八幡御鎮座事」で足利方の八幡の南朝軍攻撃を、

…赤松律師則祐ハ（中略）宮方ヲ背テ京都ニ馳參ル、足利

尾張修理大夫高経、長男民部少輔氏経、二男左近大夫将監氏頼、嫡孫斯波兵部大輔詮経ヲ大将トシ宗トノ兵一千余キヲ將軍エ指上セラレケレハ、義詮朝臣ハ龍ノ水ヲ得、虎ノ山ニ靠カ如ク成テ、勢ヒ天下ヲ覆ヘリ、

と叙し、傍線部の如く斯波勢の動静を伝えている。これ以後にも斯波氏の合戦記事が存し、これらは書陵部本ほかの諸本にはなく、天正本系本文の独自記事であることから、本巻は書陵部本の如き本文を基に天正本系本文よりの増補を行つて成立した巻とすることができる。卷末も天正本に一致。

卷三十二は諸本間の異同の大きい巻であり、夙に鈴木氏によつて諸本の系統分類がなされている。それによると、本巻は永和本の系列に属する伝本と玄玖本の系列に属する伝本とに概ね分けられ、神田本は両系統の本文の混合化したもの、梵舜本は西源院本（玄玖本系）の如き伝本と永和本系列の本文の混合化したもの、と各々されている。また、天正本も両系統の本文の混合した上に、独自の増補記事を有する本文と位置付けられている。永和本はこの卷三十二相当部のみを残す零本で、永和年間（一三三〇）に書写された、『太平記』中最も古型を伝える伝本の一つである。長坂氏により宝徳本がこれに同形態の本文を有していたらしいことが指摘され、また毛利家本と関係深い書陵部本も大略永和本に一致の本文であることが明らかにされている。これに対し毛利家本は、周辺諸巻の如く書陵部本との一致点はさほど多くなく、複数の系統の伝本の混合した上に成り立った本文を持つていると考えられる。第一に「茨宮御即位事」では、

茨宮（後光厳天皇）について、

母后ハ御出家有テ茨ノ禪尼ト申ケルカ、シハラク養育シタテマツリ、幽ナル御栖ヒニテワタラセ給ケルヲ、尋ネ出シマイラセテ御位ニハ即進セラレケルナリ、

と述べ、天正本に一致する。「神楽岡合戦事」になると、佐々木山内判官定詮の合戦の様を、

：：楠カ勢東西ニ開合テ散々ニ射ル、射レ共山内判官事トモセス、^①シコロラ傾テ袖ヲサシカサシ、破テ懸入ケルヲ見テ、山名カ執事小林右京亮、手合^②ノ合戦シ違ヘテ敵ニ氣ヲ付シト、七百余騎ヲ左右二分テ横合ニ逢テ攻戦フ、山内判官ハ思程戦テ後陣ノ荒手ニ讓テ神楽岡ニ引退ク、

と描く。ここで毛利家本は点線部が代表するように天正本系の本文が基調となつている。この部分、諸本の本文は「佐々木余ニ到懸ラレテ、不叶トヤ思ケン、神楽岡ヘ引上ル」の如くで、天正本・毛利家本は山内判官が劣勢であつたことを伝えず、本文が大幅に異なる。一方、傍線部①・②は天正本系本文にはなく、他本からの増補である。但し、①は玄玖本の系列に属する伝本と神田本のみに見られる本文で、②は逆に永和本の系列に属する伝本（恐らくここでは書陵部本の如きに拠ろう）と神田本のみに見られる本文で、玄玖本等には存さない。天正本系の本文の他に二系統の本文の混合化した部分なのである（尚、次例より神田本の如きものからの影響は考えられない）。また、

同章段、土岐と山名との合戦を述べる条りでは、

：：太刀ノ鐙音、時ノ声、^①百千ノ雷ノ一度ニ鳴落ル様ニ聞ヘテ、スハヤ宮方打勝ヌト見ヘシカバ、朱ニ成タル離馬四五百疋、^②東西ニ走り出テ、山名カ勢ノ鋒ニ頸ヲ貫カヌワ無リ

ケリ、此後ハ支戦フ兵少ク成テ所々ニゾ漂ヒケル、

とあり、点線部は天正本に一致の箇所、それ以外は本条、天正本が簡略な本文をとるので、毛利家本は天正本系以外の本文で自らの本文を構成している。ここでは①の一節は玄玖本系と神田本のみに存する詞章で、永和本は「大山ヲ崩シ大地ヲ動ノ」とある。同じく②も永和本では「川ヨリ西エ走出テ」とあり（神田本①「百千の雷ノ一度になりおつるやうに聞えて大山ヲくづシ大地ヲ動して」、②「東西に走りいで、河ヨリ西へ走りいで」、と両系統の本文を混合させている）、毛利家本の本文は天正本系の本文と、玄玖本の系列に属する伝本の本文の混合したものということになる。一方、巻末の「京合戦事」では、佐々木崇永活躍の記事があり、毛利家本は永和本の系列の本文を有していることがわかる。また、二月十五日合戦の条りでは、

：：是ヲ見テ細川相模守、畠山尾張守、舎弟式部大輔、佐々木黒田判官、結城中務大輔千余騎ニテ河原ヲ西エ打渡リ、越前ノ左御門佐ノ後陣ニ朝倉下野守ガ五十騎ハカリニテ通りケルヲ追切テ討ントテ、六条河原ヨリ京中エカケ入、朝倉チトモ騒カス、馬ヲ東頭ニ立直シ閑々敵ヲ待カケタリ……

とあり、傍線部の如き永和本独自の本文も一致するが、就中△部に「浅倉小勢ナレハヨモコラヘシト細川カ七百余騎、揉二揉テ懸ニ」（永和本）の一節が脱落している点で永和本系列に属する書陵部本との一致を見、「京合戦事」の一段は書陵部本の如きに拠つていことがわかるのである。遡つて、「神南合戦事」では、天正本系本文と書陵部本の如き本文との混合になるよう、毛利家本は天正本の持つ、新谷判官入道の記事、薦田

(毛利家本は目賀田) 討死の記事、伊田・波多野討死の記事等の独自記事を有する。概括すれば、本巻毛利家本は天正本、書陵部本の如き本文に、更に前半では一部玄玖本の系列に属する伝本の本文の都合三系統の本文の混合して成立した巻とすることができるのである。

卷三十三。「武家人富貴事」には直義贈爵の記事あり、また「新田左兵衛佐義興自害事」の一節は、

……天ニ耳ナシト云共、兄ハ弟ニ語り子ハ親ニ知セケル間、此事程ナク東國ノ管領足利左馬頭基氏朝臣ノ執権畠山入道々誓ニ聞ヘテケリ……

とあり、毛利家本は書陵部本同様△部に諸本の有する「是ヲ聞二人ヲ以スル事ナレハ、互ニ隠密シケレトモ」の一節が「共」字の目移りによる脱文となつてゐる。本巻も書陵部本の如きものに拠つたと思しい。但し、毛利家本では「三上皇自吉野出御事」で、光厳院遁世を、

……軒ニハ苔深ムシテ月サヘウトク成ニケリ、本院、新院兩御所ハ共夢窓国師ノ御弟子ニ成セ給テ御出家有ケルカ、本院ノ御法名勝光智、御年四十一、觀応三年八月八日御出家有テ、嵯峨ノ奥、小倉ノ麓ニ幽ナル御庵室ヲ結レ……

と記し、天正本の「本院ハ去ヌル觀応三年八月八日、河内ノ行宮ニソ御出家アル、御年四十一、法名勝光智トソ申ケル、御帰洛ノ後、夢窓国師ノ御弟子ニナラセ給テ、御連枝共ニ嵯峨ノ奥……」に影響された本文を持つ。書陵部本を始め諸本は、院が夢窓の弟子となつたことしか記さぬから、毛利家本ではこの条りを天正本系本文により補つたことがわかる。

卷三十五。毛利家本・書陵部本ともに「北野社参詣人世上雜談事」で、日藏上人、泰時修行、貞時修行の記事なく、神田本同様最も簡略な形態をとる。

卷三十六。禁裏修法の記事は、大熾盛光法(違乱の記事なし)、尊星王法、最勝講の順で記され、「清氏叛逆并没落事」に志一上人に関する詳細な記事なく、今川家本・梵舜本に同形態である。但し、毛利家本には例えば「清氏追落京都事」で、

……宰相中将義詮朝臣ハ同日ヨリ東寺ニ陣ヲ取テ着到ヲ付タルニ、吉良治部太輔満貞、河内洪川武藏守義村、一色修理大夫入道、今川上総守範氏、同伊予守貞世、大嶋左衛門佐、佐々木佐渡判官入道、其外御内外様ノ勢四千余騎ト註セリ……

とあり、傍線部に天正本系本文と一致の人名を見ることができ。また、同章段の佐々木道普邸の調度品を列挙する条りも、天正本系同様増補された形となつてゐる。書陵部本も毛利家本に同様の形態を持つ卷であるから、天正本系(義輝本の如き)本文からのかかる増補は、この場合毛利家本の一段階前の書陵部本の如き伝本の段階で既になされていたことがわかる。

卷三十八。「畠山兄弟楯篋修禪寺事」の畠山道誓降参の条りは、……十一月十日宮根ノ陣ハソ降参シタリケル、旧好有人ハ万死ヲ出テ二度見参ニ入事ノウレシサヨト云テ一献ヲ勸メ、情ナク当リツル傍輩ハイツシカ媚諛テ言ヲ賤シ礼ヲ厚ノ頻追従シケル間、門前ニ鞍置馬ノ立ヤム隙モナク、庭上ニ酒肴ヲ昇連又時モ無リケリ……

とあり、今川家本に一致する。また、本章段には菅田性意父子の記事、畠山道誓舍弟義深・国胤有免の記事がある。いづれも

天正本系本文（義輝本の如き）よりの増補である。前巻同様、毛利家本・書院部本は右の如く、今川家本の如き本文に天正本系本文の増補を加えた本文を有する。

表4 卷三十九、四十記事配列異同表

毛利家本・書院部本	義輝本	天正本	玄玖本	西源院本
①大内介降伏 ②山名時氏降伏 ③仁木義長降伏 ④足利基氏、芳賀氏を滅す ⑤斯波道朝、南都領河口庄押領により春日神木入洛 ⑥斯波道朝失脚、越前下向 ⑦斯波道朝、仙山城に病没 ⑧光厳院諸国行脚、崩御 〈卷四十〉 ⑨春日神木帰座 ⑩高麗人来朝 ⑪中殿御会 ⑫足利基氏死去 ⑬南禅寺・三井寺確執 ⑭最勝講鬮諍事件 ⑮足利義詮死去 ⑯細川頼之管領となる	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯

卷三十九・四十。両巻の記事配列の異同を表4として纏めた。天正本では例えば②・③の記事がなく、諸国叛将帰順の記事が簡略であることや、⑦の斯波道朝病没の記事が⑤⑥の一連の斯波氏関係記事から離れ卷四十に存するという点に於いて、同系統の義輝本との差異を持っている。これに対し、義輝本のこの両巻の記事構成は毛利家本・書院部本に一致するから、両巻とも義輝本の如き本文に拠ったと考えられる。

以上、毛利家本の本文を概観してみたが、毛利家本は神田本・玄玖本等の古態本の姿を強くとどめる巻に乏しく、逆に梵舜本や書院部本の如き本文との一致点を多く持つことがわかった。そして複数系統の本文の混合化という事情も指摘された。さて、こうした毛利家本の性格は単に本文の後代化、乃至類落化とのみ認めてよい問題であろうか。次節では、天正本系本文からの増補の問題とその法則性を考え、毛利家本本文の特質について述べることにしたい。

(未了)

註

- (1) 鈴木氏「玄玖本太平記解題」(『玄玖本太平記』所収、勉誠社、一九七五年)等。
- (2) 鈴木氏註(1)前掲論文の他、長谷川端氏『太平記の研究』(波古書院、一九八二年) IV「太平記の本文研究」、長坂成行氏「竜門文庫蔵『太平記』覚書」(『青須我波良』第三十二号、一九八六年)等。
- (3) 拙稿「米沢本『太平記』の位置と性格」(『軍記と語り物』第二十八号、一九九二年)。

(4) この奥書は卷四十最終丁にもある。高橋貞一氏は『太平記諸本の研究』(思文閣出版、一九八〇年)に於いて、この奥書をなしたとして、現存本を江戸中期の転写本であるとされたが、誤認か。「慶応義塾大学附属研究所斯道文庫収蔵マイクロフィルム等目録」初輯では室町末の写と推定。特に江戸中期の転写であることを示す根拠はなく、一往こちらに従うべきであろう。

(5) 長坂氏「宝徳本」「太平記」卷三十三本文筋記(『奈良大学紀要』第十五号、一九八六年)の注9。

(6) 天正本系の伝本には、天正本・義輝本・竜谷大学本(巻一より巻十二まで存)・野尻本卷三十以前の巻が属する。

(7) 以下、諸本の本文は玄玖本を以って代表させる。

(8) 梵舜本・毛利家本ともに邦良を後二条第二皇子とするが、これは正しくない。但し、田中本「帝系図」(『系図総覧』所収)は、

後二条
 惟善親王
 邦良親王
 邦省親王

とし、邦良を二番目に位置付けている。しかし、惟善は邦良の前名であるから、田中本「帝系図」の記述は誤りであるが、梵舜本・毛利家本が邦良を第二皇子と記すについても、このような誤解があったか。尚、田中本「帝系図」については村田正志氏(『補南朝史論』(『著作集』第一巻所収、思文閣出版)に詳しい。

(9) 長坂氏「天正本」「太平記」の巻頭記事「卷二・巻五をめぐって」(『奈良大学紀要』第十号、一九八一年)。

(10) 毛利家本の章段名は原則として本文中の章段名を以って記した。但し、巻によつては本文の章段分けを行なわないところもあり、そうした巻については巻頭目録に掲げられた章段名を以って表記した。(11) 参考本も示す通り、天正本のこの記事は「保曆間記」に拠つたものと思われる。

(12) 鈴木氏「古態の『太平記』の考察―皇位継承記事をめぐって―」(『国文学 解釈と教材の研究』一九九一年二月号)。

(13) この条りは「和漢朗詠集」巻下「仙家」の都良香、

奇犬吠花 声流於紅桃之浦
驚風振葉 香分紫桂之林

に拠つたもの。しかし、ここで言う「奇犬」は「見なれない犬」(新潮日本古典集成、大曾根章介氏の訳)を意味する。梵舜本・毛利家本ではこれを「奇妙な犬」と解してしまつており、本来の句の意味を理解することなく、このような表現を形成している。梵舜本にはこの他、漢籍の類型に頼つた表現が散見する。

(14) 但し、巻末「船上合戦事」では、

…先一番二出雲国守護塩治判官高貞千余騎ニテ馳参、二番布志名判官五百余騎ニテ隠岐ヨリ参着ス…

とあり、この条りと齟齬する。宝徳本は「先一番二ハ出雲守護塩治判官高貞、富士名判官ト打ツレテ千余騎ニテ馳参ル」とあり、毛利家本の記事増補の不徹底さがあらわれている。

(15) 但し、書陵部本では、この一節の後に、

…白川ハ今ニキハイテ花一時ノサカリヲナス、コレイク程ノ夢ナラン、移カハレル世ノアリサマ、イマ更ラトロカル、モ理ナリ、ソレ天子ハ…

と傍線部の如き詞章がある。宝徳本・梵舜本・流布本に存する詞章で、甲類本になく、また毛利家本にもない。毛利家本が拠つた伝本は、傍線部の異文を有する以前の段階の書陵部本の形態のものであつたとと思われる。

(16) 本章段は恐らく梵舜本の段階で「高野大師行状図画」に基づく全面的な本文の増訂が行われている(毛利家本・流布本は梵舜本の如き本文に拠る)。例えば、神泉苑後日譚だけでなく、諸本「彼善女竜王大身ノ竜ヲ化シ一尺ノ地ニ変フ」とするところを、「彼善女龍王金色ノ八寸ノ地ニ現ノ長九尺許ノ地ノ頂ニ垂テ」とし、また諸本になき「…和氣ノ真綱ヲ勅使トシテ以御幣種々ノ物ヲ供シ龍王ニ祭ラセラル」の如き詞章も存する。また、梵舜本には「俄二大内ノ前二池堀セ清涼ヲ湛テ龍王ヲ勸シ給ヒケル」の詞章の後に、小

字双行で「或云此池本ヨリ乾臨閣ト名付テ代々御門ノ泉也ト云説アリ」と註するが（毛利家本・流布本なし）、このことも『行状図画』に見えている。梵舜本の形態の本文が成立するに当り、『行状図画』が増訂の爲の資料として用いられたことが窺える。尚、流布本と『行状図画』との対照は夙に後藤丹治氏「太平記の研究」（河出書房、一九三八年）に於いてなされている。

- (17) 小山田高家青麦を刈ることの一段は主要伝本としては書陵部本・毛利家本の他に前田家本・流布本にあり、また梵舜本では天正二十年の異本校合の際に梵舜の手により巻末に書き入れられたものが存する。書陵部本・毛利家本・梵舜本・流布本の四本は大略同文で、前田家本の本文は稍これに異同がある。

- (18) 書陵部本の本文の形態は、後醍醐山門臨幸及び光厳院東寺潜幸の記事のみ神田本に同形態で、その他の記事は西源院本に大略一致し、古態本の姿を伝えている。こうした古態本の本文を保ちながら、小山田高家青麦を刈ることのみが増補されている点は興味深い事実で、『太平記』本文の成長過程を考える際、注目すべきことである。

- (19) 毛利家本は本記事を章段末に置くが、京大本を見るに、
：きやくりよの御心をもなくさめぬらんために、うら／＼のふねをてんせられ、れうどうげきしゆになぞらへてゆきのうちのけいをそけうせさせ給ひける、とうぐうは御びわ、一のみやはあうしをきはめたる御上ずなればしやうのやく、大かたかの中づかさのしんわうの御ふえは、御たつしやにて、御きりやうもよし（以下略）

とあり、章段半ばの位置に存する。毛利家本は増補記事として章段末に付加したものである。尚、本記事は「舞御覧記」（群書類従・帝王部所収）の記事と一致する所が多く、丁類本のこの記事はこれを参照したもののか。

- (20) 書陵部本では「梟義顕首事」と章段が立てられ、毛利家本と同様の範囲の記事が「二宮御息所事」の後に位置するからである。

- (21) 本巻第十四丁オに押紙（白糸にて縫い付け）があり、そこには

「敵ハ遠江国橋本ニ支タリ、大将名越尾張五郎時基並荀田式部七郎末里、伊井介高顕已下雖、拒闘、小勢ナリケレハ叶ハテ引退（以下略）」と、三十六行に及ぶ記事が抜書されている。これは参考本によれば巻十三「尊氏下二向関東、附時行滅亡事」に存する金勝院本の異文に同じである。何故このような記事がここに存するのかは未勘。註（3）拙論でもこのことは触れた。

- (22) 毛利家本・書陵部本の巻末には「朝廷事」の一段が来る。諸本では次巻巻頭に存する。但し、毛利家本・書陵部本の本文では、列挙される年中行事の項目数が三百を超え、諸本に対し大幅に増補されている。

- (24) 京大本にもなく、高橋氏「太平記諸本の研究」所引の豪華本本文にも見えず、丁類本中でも本条は金勝院本のみが持つらしい。
- (25) 毛利家本の巻二十五から巻二十七までの巻の分け方は左の如し。

巻二十五 位宮御即位事、邯鄲夢事

巻二十六 住吉軍事、燒吉野、威王権現社壇事

巻二十七上 賀名生天皇居事、直冬西国下向事

下 天下怪異事、大札事

書陵部本は巻二十六を「邯鄲夢之事」から始める点のみ異なる。

(26) 米沢本は巻二十六「黄梁夢事」の末尾にこの神器名の列挙の部分有する。米沢本が一部毛利家本の如き伝本の影響を受けていることは註（3）拙稿にて指摘した。

(27) 長坂氏註（2）前掲論文参照。

(28) 鈴木氏「太平記の本文改訂の過程」問題点巻二十七の考察一

「国語と国文学」一九六六年六月号。

(29) この他、毛利家本では、

・先一番ニ新田義興カ二万余キト畠山上野守高国平一揆三万ヨキトカケ合テ、追ツ返ツ合ツ別ツ半時ハカリ戦テ：：：

（武蔵野合戦事）

・細川ガ兵三千余人暗サハ暗シ、分内ハ狭シ、馬離レ入騒テ太力

ヲモ拔アエス、弓ヲモ引エス、細川左近将監正氏ヲ始トメノヲ

負、討ル、者数ヲ不知……

(主上八幡御鎮座事)

の傍線部の如き人名に関する詞章が増補されている。書陵部本をはじめ諸本にはなく、天正本系本文のみ見える詞章である。毛利家本が天正本系本文から記事を増補する際の、その姿勢の一端が窺える。

(30) 鈴木氏「太平記諸本の先後関係―水利本相当部分(巻三十一)の考察―」(『文学・語学』第四十号、一九六六年)。

(31) 長坂氏註(5) 前掲論文。

(32) 国立国会図書館蔵義輝本『太平記』は巻二・四十を欠巻としてゐる。但し、剣巻と巻四十の二巻のみの謄本である静嘉堂文库蔵の所謂松井別本が、本来この義輝本と同一の写本で、義輝本の欠落部分に当るものと考えられている(巻二の欠に相当する伝本の存在は寡聞にして知らない)。この指摘は夙に鈴木氏「太平記諸本の分類―巻数及巻の分け方を基準として―」(『国文』第十八号、一九六三年)、長坂氏「太平記の伝本に関する基礎的報告」(『軍記研究』ノ一ト)第五号、一九七五年)に於いてなされている。表4の義輝本巻四十の記事構成はこの松井別本による。

付記

本稿をなすに当り、貴重な蔵書の閲覧に御高配賜った彰考館文庫・宮内庁書陵部・静嘉堂文庫・京都大学文学部文学科閲覧室の関係者各位に御礼申し上げます。

(こあきとも だん)